

独法目標策定・評価指針（平成31年3月改定）における、
評価の効率化に関する記載について

文部科学省科学技術・学術政策局
企画評価課評価・研究開発法人支援室

◆評価の大括り化（目標策定指針 p16～17）

- ・法人がそのミッションに基づき、業務運営を行うにあたっては、自律的なPDCAサイクルを機能させることが重要。
- ・そのため、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」については、法人の資源配分及び業務執行の責任者が、評価の結果を業務の執行に適切に反映できるような単位（「一定の事業等のまとまり」）ごとに中長期目標を策定し、その単位で評価も行うこととする（評価の大括り化）。
- ・上記の単位（「一定の事業等のまとまり」）について、例えば、個別法に規定する業務の単位や、施設・事業部単位等が考えられる。
- ・なお、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」以外の事項における目標に関しては、必要に応じて上記と同様に大括り化を行いつつ、法人の特性や事業の内容に応じた単位で設定し、評価も同様の単位で実施することとする。

◆年度評価における、項目ごとの評価のメリハリ付け（評価指針 p22～23）

- ・法人の中長期目標期間中の各年度においては、当該目標達成の支障となる業務運営上の課題を適切に抽出できることが重要。
- ・そのため、年度評価に関しては、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行う一方、それ以外の項目については、簡素・効率的に評価を行うよう工夫し（評価の重点化）、全体としてメリハリのついた評価となるよう努める。

◆評価書作成における簡素化（評価指針 p25～26）

- ・目標期間終了時の直前の年度までの業務実績の評価である「見込評価」の内容と、目標期間終了までの業務実績の評価である「期間実績評価」との間に大きな乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合は、「見込評価」を「期間実績評価」に活用できることとする。
- ・年度評価において、法人の自己評価及び主務大臣評価がいずれも「B」であり、かつ、評定に至る分析や判断の内容も同一である場合には、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載を簡素化できることとする。

評価の大きくくり化について

- 「**一定の事業等のまとめり**」で評価をしなければならない。
「評価をする」＝「**評定（S～D）を付す**」＋「**評定の理由等を記載する**」
- 「一定の事業等のまとめり」よりも**細分化した評価単位のみでの評価は避ける**。

